

廃棄食品の転売防止に向けた 全国産業廃棄物連合会の取り組み

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

愛知県下のダイコー株式会社による廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界に対する信頼を失墜させる深刻な問題である。公益社団法人全国産業廃棄物連合会と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会は、環境省からの協力要請を受け、再発防止策をとりまとめ環境省に提出した。本稿では、その内容と現在の取り組み状況を報告する。更に、排出事業者による現地確認と適正な処理料金等についての考えを述べる。

はじめに

2016年1月12日に明るみになった、愛知県下のダイコー株式会社による廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界に対する信頼を失墜させる深刻な問題である。さらに、ダイコー株式会社が一般社団法人愛知県産業廃棄物協会の会員であったことから、公益社団法人全国産業廃棄物連合会として本事件を極めて重く受け止めている。

すでに、ダイコー株式会社は、愛知県産業廃棄物協会の会員から除名処分を受けている。愛知県からは、2月29日付けで、廃棄物処理法第19条の3の規定により、愛知県稲沢市内2カ所に不適正に保管している産業廃棄物について改善命令が出された。三重県からは、4月18日付けで、廃棄物処理法第14条の3の2第1項の規定により、排出事業者から処分するとして受託した産業廃棄物を処分しないまま三重県いなべ市内の倉庫に運搬し保管したとして、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しがされた。岐阜県からも、4月18日付けで、三重県の事例と同様に、岐阜県海津市内県内の倉庫に運搬し保管したとして、産業廃

棄物収集運搬業の許可の取消しがされた（ダイコー株式会社の両県における収集運搬業の許可の範囲には積替え保管は含まれていなかった。）。

全国産業廃棄物連合会と愛知県産業廃棄物協会としては、1月20日に環境省から再発防止にむけた方策を検討するよう協力要請を受け、2月12日には、環境省に再発防止策を提出した。

全国産業廃棄物連合会としては「環境を守り、産業を支える」という基本を再認識し、全国の産業廃棄物協会と連携して、産業廃棄物処理業者等における再発防止の実施に努めて参るとともに、排出事業者における措置案については、環境省と連絡を密にし、その実現に協力して参る方針である。

再発防止策に至る経過

今回の事件は、1月12日に、株式会社壱番屋から尾張県民事務所廃棄物対策課に対してなされた通報から明らかになった。通報は、異物混入のおそれがあるため産業廃棄物処理業者に処分依頼したビーフカツ（半製品、生肉に衣を付け冷凍したもの。

1袋5枚入り。)が津島市内のスーパーで販売されていたとの内容である。そして翌日1月13日には、株式会社壺番屋は、工場にて製造した「ビーフカツ」の廃棄したものが一般流通していると公表した。これを受けて、愛知県は、1月13日以降、「食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について」と題して、調査結果を逐次発表していった。

1月18日には、環境省から都道府県・廃棄物処理法政令市宛てに「産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について(通知)」が発出され、1月19日には、農林水産省・環境省の連名で食品リサイクル法登録再生利用事業者宛てに「産業廃棄物処理業者により転売された食品循環資源に係る対応について(周知)」が発出された。

全国産業廃棄物連合会は、1月20日に、会長から都道府県協会会長宛てに、「今般の廃棄食品の転売事件と適正処理の確保について(通知)」により注意喚起を行ったが、ちょうどその日の夜に、環境省から全国産業廃棄物連合会会長および愛知県産業廃棄物協会会長宛てに「食品廃棄物が不適正に転売された事案に係る再発防止について(協力要請)」による依頼がなされた。さらに、同日に、環境省は都道府県・廃棄物処理法政令市に対して、「動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立入検査等の強化について」を発出し、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立ち入り調査結果を1月29日までに報告するよう求めた(環境省は、1月29日に、ダイコー株式会社は別として「現時点において、廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はない。」と発表した。)

愛知県産業廃棄物協会は、2月1日に綱紀特別委員会を開催し、綱紀特別委員会としては、愛知県産業廃棄物協会の会員であるダイコー株式会社を除名する方針を決定した(その後3月7日の愛知県産業廃棄物協会臨時総会において、必要な手続きを経て除名が決定。)

環境省からの協力要請以降、全国産業廃棄物連合会と愛知県産業廃棄物協会はお互いに連携し再発防止策を立案することになった。2月4日には、全国産業廃棄物連合会の総務倫理委員会を開催し、再発防止策(案)について検討・議論を行った(この委員会には、愛知県産業廃棄物協会も参加した。)。この検討・議論を踏まえて再発防止策を固め、2月12日には、全国産業廃棄物連合会と愛知県産業廃棄物協会は環境省に再発防止策を各々提出した。

再発防止策の内容

今般の再発防止策を策定する際の基本的な考えは、今後類似の事案を防止するためには、産業廃棄物処理業者のみならず排出事業者における措置、とりわけ排出事業者責任の一層の徹底が必要であること、また、産業廃棄物処理業者においては透明性の向上や情報公開を通じて信頼性の確保が必要であるとのことである。

再発防止策は、★ページのとおりであり、全国産業廃棄物連合会のホームページで公開している。

参考：http://www.zensanpairen.or.jp/tenbaiboshi/pdf/tenbaiboshi_03.pdf

再発防止策は、大きく4対象から構成されている。すなわち、産業廃棄物処理業者における措置、全国産業廃棄物連合会・都道府県産業廃棄物協会における措置、全国産業廃棄物連合会における措置および排出事業者に期待される措置である。措置の内容をわかりやすくするため多少編集して一覧にすると以下のとおりである。

産業廃棄物処理業者における措置として

は、

- ▷排出事業者による処理行程の確認を積極的に受け入れ、その旨を委託契約書へ明記すること
- ▷廃棄食品を処分する事業所における見える化と総量管理に関する情報公開に努めること

倫理綱領

公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する会員（産業廃棄物処理業許可業者は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが使命である）

- 一 会員は、法令及び法令に基づく行政の指導事項を遵守し、環境保全のため社会的良識をもって行動する
- 一 会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める
- 一 会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない
- （一）産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める
- （二）産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない
- 一 会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない
- 一 会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する

公益社団法人全国産業廃棄物連合会及び各正会員協会は、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならない

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会



平成15年5月20日 制定

図1 公益社団法人全国産業廃棄物連合会の倫理綱領

▷廃棄食品を扱う処理業者は優良認定を取得すること

全国産業廃棄物連合会・都道府県産業廃棄物協会における措置としては、

- ▷研修会を開催し会員企業等における適正処理の確保と教育を行うこと
- ▷産業廃棄物処理業者より都道府県産業廃棄物協会へ入会申し出があった際には、適正処理遵守に向けた審査をより厳格に行うこと（審査においては全国産業廃棄物連合会が定める倫理綱領（図1参照）を踏まえる。）。

全国産業廃棄物連合会における措置としては、

- ▷排出事業者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認を行う上で参考となるチェックリスト（図2参照）を、行政等の協力を得て整備すること
- ▷廃棄食品の処理に係る料金が適正となるよう排出事業者の理解を得る努力を行うこと



図2 建設廃棄物処理業者チェックリスト
(2009年9月)

▷廃棄食品の適正処理を業務管理する者（産業廃棄物処理会社で業務を行う職員）に対する資格をできるだけ早く創設し、排出事業者からの信頼性の向上を図ること

廃棄食品の処理に係る料金を取り上げたのは、ダイコー株式会社の事件の誘因として安い処理料金があると考えられ、地域あるいはリサイクルの方法によっては、一般廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金よりは産業廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金が高くなることを、産業廃棄物処理業者から十分説明し排出事業者の理解を得ることが重要であるとの認識による。

排出事業者に期待される措置は、文字どおり排出事業者の団体や行政による協力なくしては実現できないものである。それらの措置は、

- ▷冷凍食品その他転売のおそれがある食品を廃棄物として処理委託を行う際に排出事業者が適切な措置を廃棄物に講じること
- ▷廃棄食品の処理の委託契約を締結する前と締結した後に、廃棄食品が収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認すること
- ▷優良認定を取得し、環境経営を導入している処理業者への処理の委託を図ること

愛知県産業廃棄物協会も全国産業廃棄物連合会と同日付で環境省に再発防止策を提出している。愛知県産業廃棄物協会の再発防止策は、全国産業廃棄物連合会の再発防止策に同協会の対応等を具体的に盛り込んだものである。

参考：http://www.aisankyoku.com/index

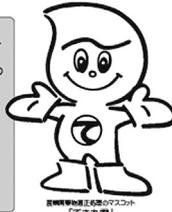
産業廃棄物処理業者〔収集運搬・中間処理〕 チェックリストの使い方

チェックリストとは

このチェックリストは排出事業者が収集運搬や処理施設の詳細を確認する際に、注意して見て頂きたい内容を列挙したものです。チェックリストは、会社概要、共通管理項目、収集運搬（積保管）、中間処理の4つの区分からなっています。それぞれの詳細は下表のとおりです。

会社概要	結果が不明確な劣評のない項目、会社の概要。
1 共通管理項目	業の区分に関係なく全ての処理業者に該当する項目。
2 収集運搬（積保管）	収集運搬業を含む処理業者に該当する個別項目。
3 中間処理	中間処理業を含む処理業者に該当する個別項目。

※ 項目の中には処理業者の努力目標として掲げている項目もあります。
※ 最終総括にかかる項目については含まれていません。



建設廃棄物処理業者のチェックリスト「てき丸君」

1. チェックリストの使い方

- 収集運搬や処理施設の詳細を確認する際に利用します。
- チェック内容に基づき「十分」「許容可」「要改善」を○で囲んで下さい。
- 前後の項目は廃棄物処理法で定められている重要な項目です。この項目が「不適合」と判断された場合には、改善されるまで処理の委託は控えて下さい。
- 「十分」「許容可」「要改善」を囲んだ○の数を確認し、各区分の数を7ページの最下段の表に記入します。
- 総合判定結果として「処理業者として選定可・不可」を表の右に記入します。
- 該当しない項目については削除して下さい。

2. チェックにあたっての注意

- 判断する前に各項目の内容や処理の現状について処理業者から十分な説明を受けて下さい。
- 「十分」「許容可」「要改善」のどれに判断するかについての明確な基準はありません。処理業者の説明と現状の写真を参照して判断して下さい。
- 必ず処理業者と一緒に排出事業者自身が評価して下さい。
- 現場は常に変動するため、できる限り頻りに確認されることをおすすめします。

3. チェック結果について

- 「十分」「許容可」「要改善」がそれぞれ何項目以上あれば良い（逆にあってはいけぬ）との基準はありません。
- 処理を委託する業者として可否の最終的な判断は、排出事業者に委ねられるものとなります。
- 社内の複数人が行ったチェックを比較検討し、判断材料として利用することはより精度を向上させることにつながります。
- 他社の従業員や第三者が行ったチェック結果だけを単純に比較することは本来の趣旨ではありません。

4. その他（処理業者への方へ）

このチェックリストは自社のチェックに役立てることもできます。

- 事業者自身が実態を把握し、現状を確認できます。
- チェックにあたっては、「十分」「許容可」「要改善」と判断して終了とするのではなく、「要改善」項目のうち重点改善項目を定め「許容可」から「十分」とレベルアップするように計画的に取り組みます。
- 定期的にチェックを行い常に高いレベルになるよう努力します。
- チェックリストの項目はモデルであり、必要に応じて自社に合うものにかえり追加したりして実施します。

図3 建設廃棄物処理業者チェックリストの使い方

pdf/H280318saihatsuboushi.pdf

チェックリストの作成

チェックリストの作成は全国産業廃棄物連合会が行う措置として掲げている。現在、全国産業廃棄物連合会では、排出事業者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認を行う上で参考となるチェックリスト案の作成作業を行っている。全国産業廃棄物連合会では、2009年9月に、建設廃棄物の適正処理のために産業廃棄物処理業者チェックリスト（収集運搬・中間処理）を公表している（図3参照）。その際の経験・知見のみならず、飼料化、肥料化等の事業を行う産業廃棄物処理業者に対するヒアリングを踏まえ、新たにチェックリスト案を検討中である。その骨子案は以下のとおりである。このチェックリストは、排出事業

食品廃棄物の現地確認チェックリストの骨子案(検討中)

- ・ 昨年度実績
- ・ 遵法(許可、届出、契約、マニフェスト、帳簿)
- ・ 廃棄物の受入から再生品の販売(および残さ搬出)
- ・ 肥料・飼料の品質管理と販売管理
- ・ 管理体制等
- ・ 施設(構造と維持管理)
- ・ 安全管理・職員管理

者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認する上での参考とするものであるが、さらに排出事業者が複数の産業廃棄物処理業者の中から、委託業者を決定する際にも役に立つものになると考える。

全国産業廃棄物連合会は愛知県産業廃棄物協会とともに、愛知県下で、飼料化、肥料化を行う産業廃棄物処理業者(5社)を訪ね、チェックリストを作成する上で参考となる様々な取り組みについてヒアリングを行った。簡単ではあるが、重要な取り組み事例をご紹介します。

これらの事業者の映像提供の事例としては、

- ▷ 作業動画を2週間保管している(排出事業者から開示要望があれば対応する。)
- ▷ 搬入時の荷姿、中身の写真、外容器の写真に日付を入れてマニフェストとともに排出事業者に戻す。
- ▷ 処理状況について、5分ごとの写真を提出することが可能(実際は、受入時、内容物と容器を分けた時、搬出時の写真提出が多い。)

また、事業者のその他の取組み事例としては、

- ▷ 排出事業者からの質問Q&Aのデータを

整理し、営業社員が共有している。

- ▷ 腐敗しやすいものは保冷車で運搬している。
- ▷ 出荷量を開示し、そのうちの何割が顧客の廃棄物からであるかを説明している。
- ▷ 製品の分析を行い品質管理を行っている。
- ▷ 入りと出の管理は徹底し、必ず計量する。
- ▷ 堆肥の販売の際には、販売証明書を作成している。
- ▷ 清掃を徹底することで悪臭防止をしている。
- ▷ 従業員から誓約書をとっている(売らない、抜き取らない)。

資格の検討

今回の転売事件が直接のきっかけではないが、昨年度から、全国産業廃棄物連合会は、収集運搬、中間処理、最終処分の業務に従事する主任クラスを対象として、一定レベル以上の能力・知識を有する者に対して、資格を付与する制度の検討を開始した。このような資格は外部からの信頼性を確保するためにも重要と考えている。その制度の検討の中で、廃棄食品の適正処理を業務管理する者(産業廃棄物処理会社で業務を行う職員)に対する資格も含めていくこととしている。

あとがき

排出事業者責任と現地確認

ダイコー株式会社は廃棄食品の処理を偽装し、廃棄食品を転売していたと考えられる。その様な悪質なことを意図的に行った者がまず責めを負うべきと考える。一方、廃棄物処理法第12条第7項において、「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とされている。今般の事件は、改めて排出事業者責任の徹底も必要であることを示している。現在作成中のチェックリストは、排出事業者が、上記を確認する上で少しでも役に立つものとした。

廃棄物処理法では、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認することは「努力義務」であるが、愛知県の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第2項では、「県内産業廃棄物の運搬または処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認しなければならない。」となっている。しかし、このような事件が実際に起きたことは、排出事業者の意識の向上と取り組みの強化、そして行政による監視が欠かせないことを物語っている。廃棄物処理法第12条第7項を排出事業者にとっての「義務」とするべきとの議論もありえようが、それと同時に、排出事業者の経営者と担当者における能力・知識の向上が必要と考える。

受入れ量と搬出量の数量管理

今回のような事件を見ると、排出事業者と産業廃棄物処理業者がしっかりと処理物の数量管理を行っていたのかと疑問を感じるとする事業者が多い。上記のチェックリ

ストとも関係するが、排出事業者が産業廃棄物処理業者における処理状況を確認する上では、水分等の減量を把握して、受入量と搬出量のバランスを適切に記録しておくことが必要である。また、受入量等は箱数や容量ではなく、重量を単位とすることが望ましいと考える。

電子マニフェストシステムの改善

ダイコー株式会社は処理内容を偽装し電子マニフェストで虚偽報告を行ったとされる。これまで、電子マニフェスト上では、虚偽がされにくく記載漏れがなくなると言われてきた。電子マニフェストに対する信頼性を維持するためには、本システムの改善が必要となる。環境省においては、すでに「例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。」としている。その早期の導入等が待たれる。

適正な処理料金への理解

廃棄食品はその性状等に応じて、飼料化、肥料化、焼却処理等がされる。これらの処理方法ごとに掛かる経費や販売時の単価は異なるので、処理料金も処理方法ごとに異なる。また、肥料化では、油分や塩分の多寡、あるいは臭気の程度により処理方法や時間が異なる。手間のかかる処理ほど、経費が掛かることになる。排出事業者においては、このような事情に配慮し、個々の処理料金の妥当性をご理解願いたいと考える。さらに、産業廃棄物業者は処理原価を基本として事業者ごとに処理料金を設定しているので、市町村の処理料金の設定とは性格が多少異なる。これらの点については、排出事業者の担当者のみならず処理契約の決裁権を有する責任者の方にもご納得いただきたいところである。もちろん、産業廃棄物処理業者は、処理方法や処理料金について丁寧な説明を行うことが求められる。

<参考文書>

全産廃連発第 264 号

平成 28 年 2 月 12 日

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長
鎌形 浩史 殿

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長
石井 邦夫

廃棄食品が不適正に転売された事案に係る再発防止について（回答）

平成 28 年 1 月 20 日付け環廃産発第 1601203 号により協力要請のありました、標記の件に関しまして、以下のとおり回答いたします。

今般、愛知県のダイコー株式会社が起こした廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界に対する信頼を失墜させる深刻な問題であり、さらに、ダイコー株式会社が一般社団法人愛知県産業廃棄物協会の会員であることから極めて重く受け止めております。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会としては、「環境を守り、産業を支える」という基本を再認識し、全国の産業廃棄物協会と連携して、産業廃棄物処理業者等における再発防止の実施に努めて参ります。また、排出事業者における措置案につきましては、環境省と連絡を密にし、その実現に協力して参る所存であります。

記

○産業廃棄物処理業者における措置

1. 廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を排出事業者が確認することを積極的に受け入れるとともに、その旨を委託契約書へ明記する（別紙に参考条文）。
2. 廃棄食品を処分する事業所において、ビデオカメラの導入等の見える化その他の情報公開に努める。更に、実計量などによる保管量を踏まえ適切な受け入れ量と中間処理後の搬出量（資源化物も含む。）の総量管理をしていることをインターネット上で明らかにするよう努める。
3. 廃棄食品を扱う処理業者は優良認定を取得し、環境経営を導入するとともに、排出事業者を含む一般の人に処理に関する情報を、インターネットを通じて積極的に明らかにする。

○全国産業廃棄物連合会・都道府県産業廃棄物協会における措置

1. 全国産業廃棄物連合会と都道府県産業廃棄物協会は協力し、全国で「食品廃棄物適正処理推進研修会（仮称）」を開催し、会員企業をはじめ廃棄食品の処理に関わる事業者における適正処理の確保と教育を行う。
2. 産業廃棄物処理業者より都道府県産業廃棄物協会へ入会申し出があった際には、全国産業廃棄物連合会が定める倫理綱領を踏まえ、適正処理遵守に向けた審査をより厳格に行

う。

○全国産業廃棄物連合会における措置

1. 全国産業廃棄物連合会は、排出事業者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認を行う上で参考となるチェックリストを、行政等の協力を得て整備する。
2. 廃棄食品の処理に係る料金が適正となるよう排出事業者の理解を得る努力を行う（地域あるいはリサイクルの方法によっては、一般廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金よりは産業廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金が高くなることを、処理業者から十分説明し排出事業者の理解を得ることが重要である。）。
3. 廃棄食品の適正処理を業務管理する者（産業廃棄物処理会社で業務を行う職員）に対する資格を出来るだけ早く創設し、排出事業者からの信頼性の向上を図る。

○排出事業者に期待される措置

1. 冷凍食品その他転売のおそれがある食品を廃棄物として処理委託を行う際には、委託後の適正な処理及びリサイクルの実施に配慮しつつ、廃棄する食品を転売のできない性状又は荷姿になるよう改変、損傷させるなどの適切な措置を講じた上で、収集運搬及び処分に供する（なお、この措置を講じるに当たっては、排出事業者と産業廃棄物処理業者の双方が、事前の連絡調整を十分に行うことが必要である。）。
2. 廃棄食品の処理の委託契約を締結する前に、廃棄食品が収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認する。
3. 廃棄食品の処理委託の期間が1年以上である場合には必ず、少なくとも年1回以上、廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認するとともに、処理委託の期間が1年未満である場合でも、当該委託期間の間に実地確認を行うよう努める。
4. 優良認定を取得し、環境経営を導入している処理業者への処理の委託を図る。

<実地確認の条文体例>

(実地確認)

- 第〇〇条 甲（排出事業者）は、本委託契約に係る乙（産業廃棄物処理業者）の事業の用に供する施設を本委託契約書の有効期間中に〇〇回以上視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認する。
- 2 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実地確認を拒んではならない。
 - 3 甲及び乙は、一の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録し、〇〇年間保存する。
 - 4 甲は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
 - 5 第1項から前項までの実地確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。